

「歴史問題」の和解と市民運動－「非当事者」の役割を考える：中国残留日本人孤児に即して

浅野慎一（神戸大学／中国残留日本人孤児を支援する兵庫の会）

I. 「歴史問題」としての中国残留日本人孤児

残留孤児＝日本敗戦時、中国に置き去りにされた日本人の子供達。しばしば「戦争の犠牲者」扱い。

BUT 1972年以前、「残留孤児」は公式には不在。

∴ 日本政府：中華人民共和国を不承認。

中国に取り残された日本人＝「日本国籍の未帰還者（＝引揚対象者）」

1972年（日中国交正常化）

→日本政府：中国に取り残された日本人：一律に中国籍を取得、日本国籍を離脱したものと行政措置。
中国籍の「残留孤児」の誕生。

* 「残留日本人」の呼称：1975年以後、「残留孤児」の呼称定着＝1981年以後。

残留孤児（当事者）：日本国籍離脱の意思・自覚なし。まして1972年とは？

本格的に日本の肉親捜し、日本への永住帰国を希望。

BUT 日本政府：①中国籍者（＝残留孤児）に、日本「帰国」の資格なし。

②肉親捜し・日本定住（＝家族の再結合）＝個別家族の「私事」。

∴ 民事不介入の原則。公的支援不可・不要。

③日本定住後の残留孤児の生活：親族扶養義務で対処すべき。

∴ 「帰国」には肉親の身元保証人が不可欠。

肉親が未判明 or 身元保証人を拒否：残留孤児の「帰国」不許可。

帰国制限政策：徐々に緩和。BUT 1995年頃（＝国交正常化から23年後）まで継続。

∴ 残留孤児の「帰国」：大幅に遅延。「帰国」時、既に中高年に。

→帰国後も、日本語できず、不安定就労、年金加入期間不足・年金生活不可、
8割が生活保護・困窮生活。

帰国後の困難：戦後日本の、途中参加者の存在を前提としない「島国」単位の公共性・市民社会が生み出した差別・排除。

* 残留孤児問題＝ポスト・コロニアルの正常な国民国家システム（国交正常化・戦後民主主義）が生み出した「歴史問題」。（≠「過去の戦争による被害」）。

∴ 2002年以降、残留孤児の国家賠償訴訟の争点：戦後の日本政府の政策（帰国制限・自立支援）の是非。

II. 残留孤児問題における市民運動の展開

【第1期（1972～1980年頃）】

①日本での肉親捜し & ②肉親判明した孤児の「帰国」支援。

担い手：①中国に子供を残してきた肉親 & ②敗戦直後に中国から引き揚げてきた人々（引揚者）。

肉親捜しにおいて実際に果たした役割：限定的。

∴ ①年長の孤児（肉親の記憶・情報が豊富）：市民運動の力を借りるまでもなく、自力で肉親判明。

②年少の孤児（肉親の記憶・情報が希少）：一部は市民運動の尽力で判明。BUT 大多数は未判明。

大きな成果：①「未帰還者（＝引揚対象者）」問題の存在を日本社会に再認識。

（1958年、集団引揚打ち切り。1959年～、戦時死亡宣告。

以後、記念碑等の建立＝「記憶」という名の「忘却」）

②「民事・私事」ではないと主張。日本政府に働きかけ。

1981年、「肉親捜し」の公的な訪日調査を実現。

BUT 「まず最初に肉親捜し、肉親判明した孤児から順番に永住帰国」の手順。

＝日本の政府・市民社会・市民運動・肉親が共通して「自然」とみなし、自明視。

「肉親の再会・再結合（私事）」＝「血統・戸籍の確認、日本人としての公的認定」の自明の前提条件。

1981年以降に実施された訪日調査の目的＝私的な肉親捜し。∴ 肉親情報がなければ参加困難。
＝年少の孤児（＝訪日調査の主な対象者）にとって、大きな矛盾。

「0歳で道端に置き去りにされていた私に、『肉親に繋がる情報を出せ』というのはあまりに理不尽」、
「まず最初に『置き去りにされた日本人』と認定し、その後、肉親の情報が豊かな日本に長期滞在・
定住させて継続的に肉親を捜すべき」

【第2期（1981～2000年頃）】

「肉親捜し」の訪日調査開始。BUT（前述）肉親情報なければ参加困難。

高齢の証言者：次々に死去。肉親捜しは一層困難に。低い判明率。

& 肉親判明しても、身元保証拒否（←帰国後の扶養困難、遺産問題、実父母の再婚等）が頻発。

市民運動：政府に働きかけ、①肉親以外（ボランティア等）の「身元引受人」がいれば、「帰国」を許可。

②帰国後、一定の公的な自立支援政策（定着促進センター設立、日本語教育、
「自立指導員制度」等）を実現。

（1984年定着促進センター開設、1994年「支援法」公布）

支援者：自ら「身元引受人」・「自立指導員」・日本語教師等として活動。

市民運動の世代交替、役割の多様化・細分化

①（第1期から継続）戦後直後の「引揚者」。

一部、「父代わり・兄代わり」として家父長的・同化強制的な「自立」指導。残留孤児の反発。

②中小零細企業の経営者。低賃金労働力の確保を目的とした「身元引受人」。

残留孤児＝事実上の外国人労働者。転職の自由なく、劣悪な労働条件で酷使。

③日本語教育関係者。「言葉と文化の壁」を重視、最も切実な就労・経済生活基盤確立は「専門外」。

一部、「日本語・異文化適応の教育・指導による経済的自立達成」

（＝能力主義的な階層上昇による個人的問題解決。非現実的な目標）。

残留孤児から「役に立たない」との評価。

* 「同化強制・パターンリズム」、「資本主義的労働市場・苛酷な低賃金労働」、「能力主義・メリト
クラシー」＝戦後日本の市民社会にごく一般的に見られる構造的特質。

市民運動の中で、政府の公的責任・政策への見解は多様。相互に対立・分裂も頻発。

BUT 直接の支援活動：政府の「民事不介入・側面的自立支援」の枠内でなされる政策の受託事業。

∴ 市民運動の支援活動の展開にも関わらず、残留孤児の不満は膨張。

【第3期（2002年以降）】

帰国した残留孤児の約9割（2211名）が原告になり、国家賠償訴訟。

→従来の市民運動：①訴訟賛成・支援派、②反対・妨害派、③静観・中立派に3分裂。

新たな支援者が参入。勝訴を目指す市民運動が結成。

1) 弁護士、2) 日中友好団体関係者、3) 残留孤児を「戦争被害の一環」と位置づける団体・個人、

4) 残留孤児のトータルな人生・生活 & 主体的運動（＝国賠訴訟）に関心をもつ「非専門家」の一般
市民。

国賠訴訟の各地裁での判決：原告（残留孤児）の1勝7敗。

BUT 「訴訟取り下げ」を条件に、支援法改正、新支援策整備という政治決着。

市民運動・残留孤児には多様な意見・評価。BUT 決定的な分裂・対立には至らず。

∴ ①「政府の公的責任は明白。政治決着はあくまで苦渋の選択」、

②「残留孤児こそが意思決定の主体。支援者は残留孤児を指導・教育の対象とみなさない」
＝暗黙の共通認識。

市民運動：訴訟取り下げ後も支援活動を継続

① 新支援策の受託事業（日本語教室・交流事業等）、②新支援策自体の改善を目指す政治運動。

& 訴訟から10年経過、新支援策で対処できない問題（残留孤児の高齢化、二世問題深刻化等）
→新たな市民運動も。

Ⅲ. 論点提起

①市民運動と専門性（専門家）の関係

支援活動：被害当事者の人生（生活史）、労働－生活過程、解決課題をトータルに把握すべき。

細分化された狭隘な専門性を持ち込むべきではない。

専門家（特に研究者）：「研究」と「市民運動（支援実践）」を峻別すべき。

「研究と実践の統一」、専門性を生かしたアクション・リサーチには批判的。

＝研究者自身が囚われている学問の近代主義的な細分化・専門分化への批判。

②「残留孤児問題」の当事者は誰か？

残留孤児＝戦後日本の政府（国民主権）の政策 & 市民社会による排除の被害者。

∴ 戦後日本の国民・市民＝加害当事者。

1) 安直な「戦争被害論」とどまらず、戦後の国民主権・民主主義が孕む問題を直視・批判すべき。

2) 国家政策の批判にとどまらず、戦後の市民社会の批判・変革に踏み込む必要。

ポスト・コロニアルの現代：国民国家を前提とした「和解」とどまらず、国民国家の終焉・限界を視野に入れた「和解」の必要。

ヤスパース（法・政治的な罪に限定されない道徳・形而上の罪）

アレント（パーリアとしてのユダヤ人）等、先駆的知見。

ギルロイ等、ディアスポラ研究の現代的知見。そのさらなる革新＝現代の「和解学」構築。

3) 「加害当事者」＝「被害当事者」とともに「和解の当事者」。

「和解」＝加害と被害の「当事者」間でのみ可能。

③∴ 「市民運動＝支援者（≠国民・市民）」は「当事者」に非ず。所詮、非「当事者」。

∴ 「市民運動」：「被害当事者」の主体性を侵犯してはならず、側面的支援に徹すべき。

BUT 「市民運動（支援者）」：その実践を通して「被害当事者」と身近に接触、自らの「加害当事者」としての認識・自覚（ウィリス「洞察の光」）を比較的得やすい立場。

「被害当事者」を教育・指導・救済するのではなく、逆に「被害当事者」から当事者としての主体性を学ぶことで、単なる「支援者」から「加害当事者」に脱皮・成長する潜在的可能性。

④BUT 実際の「市民運動（支援者）」：脱皮・成長を阻む諸要因（ウィリス「制約の影」）。

ex. 1) 「残留孤児＝忘れてはならぬ戦争の被害者」論の「良心的」な単純再生産の呪縛。

＝過去の国家責任のみを追及、戦後民主主義・市民社会の問題を不可視化・「忘却」・免罪。

2) 「国家責任の明確化、国家の公的な補償政策の確立」への「良心的」な視野限定・政治焦点化の呪縛。＝ポスト・コロニアリズムの「和解」の射程の看過。

3) 細分化された近代的「専門性」による「良心的」な問題解決の陥穽。

＝支援の技術的改善。教育・指導的まなざし。「加害当事者」への脱皮・成長を制約する陥穽。

参考文献

浅野慎一・佟岩(2016)『中国残留日本人孤児の研究：ポスト・コロニアルの東アジアを生きる』御茶の水書房

ヤスパース、カール(1998)『戦争の罪を問う』（橋本文夫訳）平凡社

アレント、ハンナ(1989)『パーリアとしてのユダヤ人』（寺島俊穂・藤原隆裕訳）未来社

ギルロイ、ポール(2006)『ブラック・アトランティック：近代性と二重意識』（上野俊哉・毛利嘉孝・鈴木慎一郎訳）月曜社

ウィリス、ポール(1985)『ハマータウンの野郎ども：学校への反抗・労働への順応』（熊沢誠・山田潤訳）筑摩書房